

名古屋市教育委員会告示第 8号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和 8年 3月30日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

- 1 登録年月日
令和 8年 3月25日
- 2 登録番号
第 5号
- 3 設置者の名称及び住所
公益財団法人後藤報恩会
名古屋市昭和区汐見町12番地の 1
- 4 博物館の名称及び所在地
昭和美術館
名古屋市昭和区汐見町12番地の 1

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課